

「大和市防災会議条例」の改正について

1. 条例改正の背景

- ・平成23年10月に中央防災会議の下に設置された「防災対策推進検討会議」（中央防災会議の専門会議）の中間報告（H24.3.7決定）において、東日本大震災の教訓・課題を受けた防災対策の全般的な見直しの方向性が示され、「政府としての当面の取組方針」（H24.3.29決定）で、「大規模災害時における対応の円滑化等緊急の高いものについて法制化を進めること」が明記されました。
- ・これを受け、平成24年5月に「災害対策基本法の一部を改正する法律」が閣議決定、6月27日に公布、施行されました。
- ・改正の内容は、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図ることを目的に、
 - ① 大規模広域な災害に対する即応力の強化
 - ② 大規模広域な災害時における被災者対応の改善
 - ③ 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上
 - ④ その他、国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直しなどについて定めています。

2. 災害対策基本法の一部改正と本市条例との関係

（1）上記③の多様な主体の参画による地域の防災力の向上について

地域防災計画の策定等に当たり多様な主体意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」が追加。

（2）上記④のその他、国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直しについて

平時と災害時における役割を踏まえ、防災会議と災害対策本部の所掌事務についての見直し及び明確化。

3. 条例の改正内容

＜改正の内容と理由＞

① 第2条第2号関係（現行）

「大和市の地域に災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること」については、災害に関する情報収集は、災害対策本部が従前より行っていた業務であり、市が設置する災害対策本部において一元的に事務を行うことが効果的であるとのことから削除。

② 第2条第2号関係（改正後）

「市長の諮問に応じて大和市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」については、防災会議は災害対策の総合的・計画的な推進を担う場であり、平時において、地域防災計画を作成するほか、防災に関する諮問機関

としての機能を強化する観点から、所掌事務にこれを追加。

③ 第2条第3号関係（改正後）

「前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること」については、前号の市長の諮問に対する答申を追加。

④ 第2条第4号（改正後）

現行第3号「前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によるその権限に属する事務」については、上記第3号の追加による条ずれ。

⑤ 第3条8号関係（改正後）

「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」については、避難所運営に当たり女性、高齢者等の視点が不十分であったことから、「地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の充実により地域の防災力向上を図る」ことが盛り込まれた。そのため、地域防災計画の策定等に当たり多様な主体意見を反映できるよう、市町村防災会議の委員として追加。

4. 実施時期等

- ・平成24年 9月 市議会に条例案を上程
- ・平成24年 9月 条例施行